

02JC1010 宇田川 大造

グロティウス『戦争と平和の法』  
—その戦争法史における意義—

## 目次

### 序

#### 第1章 『戦争と平和の法』その歴史的背景

- 1 ネーデルラント独立戦争
- 2 グロティウスの半生

#### 第2章 正当戦争論の歴史

- 1 正戦論のはじまり
- 2 中世の神学者の正戦論
- 3 近世の神学者による正戦論
- 4 法学者による正戦論

#### 第3章 グロティウス『戦争と平和の法』

- 1 グロティウス『戦争と平和の法』の構成
- 2 プロレゴメナ
- 3 法の概念
- 4 戦争
- 5 国家と支配権
- 6 所有権と支配権、私法論
- 7 刑罰
- 8 戦争法、テンペラメンタ(緩和)、条約
- 9 『戦争と平和の法』とは

#### 第4章 グロティウス以後の戦争法

- 1 グロティウスの後継者たち
- 2 無差別戦争観と中立
- 3 戦争違法化と国連

結びにかえて

## 序

私は以前より戦争に強い興味を抱いていた。多くの人間が憎み、忌み嫌うものでありながらも人間社会が始まって以来現在に至るまで、それは途絶えたことがない。有史以来、その戦争の常態化という状況はキリスト教社会においても我が国の歴史と同様、あるいはさらに過酷なものであった。そのような状況下で、ヨーロッパにおいてはキリスト教徒における戦争の正・不正を論じる正戦論が、古来神学ついで法学の場で議論されてきた。中でも自然法や人間の理性を頼りに戦争の発生を抑制し、発生した場合の被害を限局するという現在の国際状況にも通ずる理念を持つグロティウスの『戦争と平和の法』という書物に私は強く惹かれた。

日本人は戦争というものについて第 2 次大戦終結以来、学問的な研究分野としてあまり積極的でない傾向にあるように感じられるが、戦争を様々な面から理解し、その上で対処法を考察することにより初めて戦争の惨禍より一步でも遠のくことができると筆者は考えている。本稿はそのような問題意識を出発点としている。

この問題意識を踏まえ、本稿は、グロティウスの『戦争と平和の法』の内容を明らかにするとともに、同書が戦争国際法において果たした現代的意義、役割とはどのようなものだったのかを考察することを本稿の目的とする。

今回のグロティウス研究の基礎となるグロティウス本人の著作についての邦訳としては、まず一又正雄訳の『戦争と平和の法』(酒井書店 1989 年)が挙げられる。これは『戦争と平和の法』を全文にわたって翻訳した我が国唯一の訳書であるが、その訳には正確さを欠くとの指摘もある。同書の前文であるプロレゴメナ部分のみ訳したものとしてはほかにグローティウス研究会の「グローティウス『戦争と平和の法』(プロレゴメナ) 邦訳」(日本法学 第 51 卷 1-3 号 1985 年、所収)があり、正確さは一又訳をしのぐものである。さらに伊藤不二男が『グロティウスの自由海論』(有斐閣 1984 年)の中で『自由海論』の全文を翻訳し、諸国民に訴えかけるグロティウスの格調高い文体を我が国の読者に伝えている。

ついでグロティウスに対する研究であるが、戦前、戦中からすでに横田喜三郎の『海洋の自由』(岩波書店 1944 年)、大澤章の『グロティウス自由海論の研究』(岩波書店 1944 年)そして寺田四郎の『国際法学の七巨星』(立命館出版部 1936 年)などの各研究書に見られるように現在のグロティウス研究の下地となる一定の研究が行われていた。戦後では伊藤不二男の『自由海論』に対する研究論文『グロティウスの自由海論』(有斐閣 1984 年)が優れたものとして挙げられる。『戦争と平和の法』に関しては同書の全体を研究した大沼保昭編の研究論文『戦争と平和の法 [補正版]』(東信堂 1995 年)があり、グロティウスの『戦争と平和の法』の構成や論理展開を微細に研究・解説している。ほかにグロティウスを含む国際法の流れについて詳しく論じた文献として柳原正治の『ヴォルフの国際法理論』(有斐閣 1998 年)が挙げられ、グロティウス研究の質は決して低いものではないと考えられる。

しかしその一方で、日本においては国際法学の研究対象としてグロティウスを取り上げており、グロティウスの主要な著書である『自由海論』や『戦争と平和の法』そのものについての研究自体は進んでいるものの、世界的なグロティウス研究の特徴となっている、グロティウス自身に対する関心の多様化と幅広い研究視覚の進展は日本ではいまだ十分に

取り入れられているとはいい難いという指摘もある(1)。

本稿は日本で刊行された資料および文献を踏まえ、グロティウスの書き記した『戦争と平和の法』について以下の順序で考察する。

具体的には第 1 章でネーデルラント独立戦争などグロティウスが『戦争と平和の法』を書き著すこととなった歴史的状況、背景について触れ、第 2 章でグロティウスが『戦争と平和の法』のなかで論じた正戦論の下敷きとなったグロティウス以前の正戦論、戦争法の歴史に触れる。その上で第 3 章で『戦争と平和の法』の目的である戦争発生を抑止と戦争が実際に生じた場合の被害を抑止、そしてその目的を達成するために採用したグロティウスの法の概念や構成を概説し、第 4 章でグロティウス以降、現代までの戦争法を解説していく。

このような構成によって、グロティウスの『戦争と平和の法』の内容を明らかにする。さらにグロティウスが真に「近代国際法の父」といえるのか、という問題にまで踏み込んでいき、グロティウスが戦争国際法の中で果たした役割、影響について論じていくこととしたい。

(1) 太田義器『グロティウスの国際政治思想』（ミネルヴァ書房 2003 年）1-13 頁参照

## 第 1 章 『戦争と平和の法』成立の背景

### 1 ネーデルラント独立戦争

#### 1-1

以下で山下素子「歴史的背景 - グロティウスのネーデルラント - 」(2)を主に参照しながら、『戦争と平和の法』の歴史的背景を記述していきたい。1 では開戦の理由、戦争の経過、2 でグロティウスの状況について論じることとする。

グロティウス生誕の 1583 年からその死の 1645 年の 62 年間はネーデルラント独立戦争の 80 年に包み込まれてしまう。生誕の年は開戦以来 17 年目にあたり、生涯を閉じた 1645 年はキリスト教国の代表がウェストファリアに集まり、ヨーロッパを席卷した戦争終結の話し合いの道が開かれたところであった。

キリスト教徒の悲惨な戦いへのグロティウスの嫌悪感が、この大著を著す直接の動機であるといわれており、ネーデルラント独立戦争及び 30 年戦争を抜きにしてグロティウスの『戦争と平和の法』を語ることはできない。

ネーデルラント独立戦争は「80 年戦争」と呼ばれる。通常 1566 年 4 月 3 日ヘイルヘリレーの戦いを以って始まりとし、1648 年のウェストファリア講和条約を持って終結とする。ネーデルラント独立戦争の発生原因は一概に論ずることはできないが、主要な要素として、ネーデルラントの伝統的な都市の自治特権が踏みにじられたこと、スペイン王室の財政破綻に由来する法外な重税、宗教弾圧、そしてネーデルラントの豊かな経済力(3)などが挙げられる。

なかでも独立戦争勃発の直接的契機となったのが、新教徒に対する容赦ない弾圧であった。ネーデルラントばかりでなく、ヨーロッパ各地に宗教裁判の嵐が吹き荒れ、宗教戦争も始まりつつあった。すでにネーデルラントでは 1530 年、カール 5 世により異端禁止令が出されていたが、それは緩やかなものであった。しかしフェリペ 2 世が王位を継承すると状況は一変する。ヨーロッパで最も過酷な宗教裁判を行ったといわれるスペインの制度をそのままネーデルラントにも適用したのである。宗教裁判はスペインの専制支配の道具や異端者の財産没収など様々な目的に使われ、ネーデルラント貴族の宗教裁判廃止の請願書もスペイン側が無視したことなども合わさって不満は募り、戦争の原因となった(4)。

## 1-2

80 年の長きにわたったネーデルラント独立戦争は、必ずしも首尾一貫した方針のもとに行われたわけではなかった。ここでは戦争の経過を記していく。

この戦争は初期においては必ずしも独立戦争と呼べるものではなかった。独立戦争初期の様子を以下に示す。

フェリペ 2 世によるカトリック中心の専制や中央集権国家志向により、伝統的な特権を奪われたネーデルラント大貴族の反発、特に 1566 年、宗教裁判廃止を求めた貴族の請願書を執政マルガレータが拒んだことが戦闘開始の引き金となったといわれている。次第にそれが大貴族層から下級貴族層に波及し、ついでカルヴァン派の民衆が加わり、さらにフェリペ 2 世の行った海上封鎖により大きな打撃を受けた貿易商が参加(5)、とりわけ下級貴族、民衆を中心とする森乞食党、海乞食党の活躍は目覚ましいものであった。

このように貴族や民衆のスペインの圧政に対する反発が主なもので、ネーデルラント全体で統一の取れたものではなかった。

時の経過と共に戦いの性格が変化していく様を象徴的に示しているのが反乱のスローガンである。1568 年オラニエ公ヴィレムの敗北に終わる第 1 期、1572 年のホラント、ゼーラントを中心に反乱が成功の兆しを見せる第 2 期、反乱が全土に波及し、1579 年にユトレヒト同盟の結成に至る第 3 期に区別できる。

第 1 期は乞食の証文を書いた旗の下に「乞食ども万歳」のスローガンを持ち、第 2 期は 10 枚の硬貨を旗に描きフェリペ 2 世の新税徴収に反対することを示すスローガンを持っていた。そして第 3 期に至って初めて「祖国と忠誠のために」、「われ祖国のために戦わん」、「忠誠と平和のために」といったネーデルラントという「国」を前面に出したスローガンを掲げるのである。

1576 年には全ネーデルラント 17 州が大団結し、スペインに対抗する「ガンの和平」が成立したが、南部 10 州のカトリックと北部 7 州のカルヴァン派の対立から瓦解し、後のベルギーの起源となる南部 10 州を中心とし、スペインに帰順するアラス同盟が成立する。

これに対し北部 7 州とフランドル、ブラーバントの諸都市は 1579 年にユトレヒトに集い、指導者オラニエ公の下にユトレヒト同盟を結成した。同盟結成はホラント、ゼーラントの政治的勝利を意味し、同盟に参加した諸州は独立戦争の勝利を求めて戦うことを明確にした。ユトレヒト同盟は 1581 年にスペイン王の廃位宣言を行うに及んで共和国への道を進むこととなり、ここにおいて北部 7 州にとってこの戦いが名実ともにネーデルラント独立戦

争の性格を持つことになるのである。

1584年にオラニエ公ヴィレムは暗殺され、オルデン・バルネフェルトがユトレヒト同盟の指導者となった。そして全国議会は彼を中心として独立戦争を戦い抜くことを決め、ヴィレムの後任にヴィレムの次男、マウリッツを擁立した。バルネフェルトとマウリッツに指揮された16世紀最後の10年が実質的なネーデルラント独立の時代といわれ、ユトレヒト同盟はこの頃に独立国としての体裁をようやく整えたのである(6)。

- (2) 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 17-43頁参照
- (3) グロティウスの生きたネーデルラントは戦争の世紀でありながら、史上最も繁栄した黄金時代でもあった。当時ネーデルラントはヨーロッパ随一の毛織物工業地帯であり、またバルト海・北海の制海権を握り、東西インド会社を興し銀を蓄え、ヨーロッパ経済の中心であった。加えて経済的な余裕に支えられ文化においても優れ、レンブラントを始めとする著名な芸術家を輩出した。このように豊かなネーデルラントを支配下においておきたいと考えるのはスペインにとってある種当然の政策であったといえ、また80年に及ぶ独立戦争を可能にしたのもこの経済力あつてのものであった(山下素子「歴史的背景—グロティウスのネーデルラント—」、大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 17-20頁参照)。
- (4) 山下素子「歴史的背景—グロティウスのネーデルラント—」、大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 17-21頁参照
- (5) ネーデルラントは中継貿易が経済活動の重要な位置を占めており、通商を維持し、東洋の植民地を支配するために海上交通の確保は必要不可欠であり、独立戦争は「長期に渡る不断の海上ゲリラ戦」の相様を呈していった。この主役となったのが海乞食である。後の「カタリナ号事件」もこのような状況の中で生じたものであり、グロティウスが『捕獲法論』を執筆し、その一部である「自由海論」を出版した動機の一部が窺える(山下素子「歴史的背景—グロティウスのネーデルラント—」、大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 21頁参照)。
- (6) 山下素子「歴史的背景—グロティウスのネーデルラント—」、大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 25-34頁参照

## 2 グロティウスの半生

このような歴史的状況の中において、1583年、ホラント州デルフトでフーゴー・グロティウスは誕生した。グロティウスはフランス君主アンリ 4世に「オランダの奇跡」と賞賛されたその才能を生かし、1599年、16歳の時には早くも弁護士となった。

グロティウスは非常な若さであったにも拘らず、わずか数年にして弁護士として名を成し、数多くの困難な事件を任されるに至った。それらの中で特に有名であるのが1604年の東インド会社とポルトガル商船の紛争事件「カタリナ号事件」である。この事件についての論文が1604年から1605年頃に執筆されたといわれる『捕獲法論』(当時未出版)であり、そして1609年に同書の第12章に当たる部分を『自由海論』として出版した。これらの書物は後の『戦争と平和の法』の自然法の論理構成の基礎となったものである。

『捕獲法論』の概要としてはオランダ東インド会社とスペインの同君連合であるポルトガルとの間に起きた紛争において、オランダ商船がポルトガル商船カタリナを拿捕、積荷を略奪した。この事件に際しグロティウスがこの捕獲、略奪行為の正当性を自然法や万民

法に基づく法的観点と神学上の良心からの両面から正当性を主張せんとしたものである。一方『自由海論』はオランダにとって海洋の自由がいかに大切か、東インドとの通商がいかに重要であるかを説くために出版したものである。『捕獲法論』と『自由海論』双方とも東インド会社の要請に基づくものであったといわれている(7)。

1612年にグロティウスはロッテルダム市長及びホランド州議会、オランダ連合議会の議員の職に就き、法律家というよりは政治家として活躍するようになる。この後総督マウリッツと宰相バルネフェルトの宗教的、政治的な争いに巻き込まれ、1618年にバルネフェルトと共に逮捕され、バルネフェルトは死刑となり、グロティウスも終身禁固とされ投獄されてしまうが、1621年には脱獄に成功し、パリへ逃れた。

30年戦争が発生し、ネーデルラント独立戦争が再開する中、公職に就くことを許されない亡命者グロティウスは学問への貢献が自らに残された唯一の道であるとして『戦争と平和の法』を執筆し、1925年に出版することとなるのである(8)。

(7) 松隈清『グロチウスとその時代；生誕400年を記念して』（九州大学出版会 1985年）56-98頁参照

(8) 山下素子「歴史的背景 - グロチウスのネーデルラント -」、大沼保昭編『戦争と平和の法[補正版]』（東信堂 1995年 所収）25-43頁参照

## 第2章 正当戦争論の歴史

### 1 正戦論のはじまり

本章ではグロティウスの『戦争と平和の法』を論じる前提として、『戦争と平和の法』の大きな要素である正戦論の過程、系譜はどのようなものだったのか、グロティウスの正戦論の下敷きとなった正戦論を主体とした、戦争法の歴史についてまとめてみる。『戦争と平和の法』も本章で述べる幾多の学者によって主張されてきた戦争法の歴史の上に成り立っており、戦争法史の概観は『戦争と平和の法』を理解していく上で重要なことである。

正戦論の最も古く、そして明確な起源はローマ共和政末期の文章家、雄弁家キケロ(106年-43年 BC)である。彼は戦争を最後の手段として、防御、復讐のために行われた戦争だけが正当な法的行為であり、それ以外の理由で行われた戦争は不正なものであると論じている。この正戦論は中世の正戦論の基礎を成した(9)。

キケロの正戦論はアウグスチヌス(353年-430年)とイシドールス(560年-636年)によって中世の神学者や教会法学者たちに伝えられた。特にアウグスチヌスはそれをキリスト教神学によって基礎づけた。彼はその著作『神の国』(426年)で戦争の目的は平和を得ることで、正戦を行いうる合法的な政権は君主であり、正戦の認められる正当因としては悪行を行った臣下を処罰することを怠った都市や団体を懲らしめることと不正に侵略を受けた物の回復であるとした。この正戦論の展開において、戦争は必要悪であるといい、基本的には悪魔の所業であるとみなし正義といえどもそれは最後の手段であり、正戦であっても無制限な害敵行為は神の許しを超えると主張し、できる限り平和的手段による紛争解決をするべきであると説いた。このアウグスチヌスの理論は中世を通じて広く受け入れられることと

なった(10)。

(9) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 2-3頁参照

(10) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 3-4頁および筒井若水『戦争と法〔第2版〕』(東京大学出版会 1976年) 54-56頁参照

## 2 中世の神学者による正戦論

中世はローマ教皇と皇帝の下にローマ・カトリックと封建制度が支配する時代であり、特に教会の権威は非常に大きなものとなっていた。中世においては教会の影響が学問分野にも強く及び、学問は神に奉仕することを目的とされ、最高の学問は神学であった。教会権力が世俗的権力を得るにつれ法律や政治理論も神学の一部として扱い、戦争についても神学の課題であるとして神学的見地から論じられた。

中世の神学者たちによって展開された正戦論は、後のグロティウスらに影響を与え、国際法の歴史の側から注目されるが、それは上記のように法学の理論ではなく神学の理論であるといえた。とりわけアウグスティヌスの影響を受けた中世のカトリック正戦論は、ローマ崩壊以来の法的思考の衰退に伴い、神学の領域に属していた。

グラティアヌス(?-1158年)はその著『矛盾教会法令調和集(=グラティアヌス教令集)』(1140年頃)の中で神学的、道徳的見地から正戦論を展開し、内容は正戦は神の命令において行われるものであり、究極的に教会の平和を維持するものであるという宗教的色彩の極めて濃い正戦論であった(11)。

トマス・アクィナス(1225年-1274年)は『神学大全』(1268年-1272年)の中の「戦争論」において正戦論を論じた。正当な戦争は罪ではないと主張し、正当戦争の条件を、戦争を行う正当な権限のあるものが宣言したものであること、相手方に攻撃されるに値する罪があり戦争の正当因が満たされていること、交戦者が相手の悪を正し、矯正させる勸善懲悪の精神を持っていることとした。彼の理論はグラティアヌスの影響を受けたものであったが、後のゲンティリスやグロティウスなど法学者の戦争論に影響を与えたという点で重要な意義がある(12)。

(11) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 4-8頁および伊藤不二男「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色—国際法学説史の研究—」(『法政研究』第26巻第2号 1959年) 123-145頁および伊藤不二男「グラティアヌス『教会法』の国際法学説史上の意義」、『法と政治の研究 九州大学法学部創立30周年記念論文集』(有斐閣 1957年 所収)65-96頁参照

(12) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 8-9頁参照

## 3 近世の神学者による正戦論

近世の神学者の正戦論であるが、当時の教会権力の衰退、封建制、荘園制の崩壊と中央集権国家の成立への動き、といった時代の変化の中で正戦論も変化していった。特色としては集権国家(不完全なものではあるが)の成立を反映して、その主体性が重んじられ戦



争が双方の交戦者にとり正当でありうるか、つまり戦争が双方にとり正当なことは基本的には無いが例外的に「やむを得ざる無知」のために相手方の正当なことが分からない場合に双方が正当な戦争が起こりうるのではないかということが論じられた。さらに戦争の規模が大きくなったことにより戦争の意図よりも戦争方法の方が重視され「正当な戦争の方法」が論じられるようになった。

古典的正戦論の中で、戦争論に関する中世の議論をまとめているのが国際法の議論に直結するスペイン学派の理論であった。

スペインのサラマンカ大学の神学の教授であるビトリア(1480年頃-1546年)は自身の死後出版された『神学特別講義』(1557年)に含まれている二つの講義、「スペイン人の野蛮人に対する戦争の法について」(1539年)及び「発見されたインド人について」(1539年)の中で正戦論を述べている。彼の正戦論はトマスの理論をもとにしているが、新しいものもある。それは正当原因の確信と戦争の正当方法の問題である。彼は戦争の正当原因について、戦争を行う者がただ自分の側に正当原因があるというだけでなく、その原因の正当性についても確信を持つ必要があり、正当性を慎重に吟味する義務を負うとする。そして良心上の正しさについても触れている(良心の決疑論)。さらに戦争規模の拡大により生じた惨禍をできるだけ防止するという観点から、戦争の正しい意図よりもむしろ行為自体を規制することに関心を向け、戦争における正当方法の問題を提起した。

ついで彼は戦争が正当か否かの判断を自分の立場からだけではなく、全体の立場から行い、共通の善に反しないかを確認しなければならないという。場合によっては共通の善の立場から君主は自己の権利を放棄して、個の利益より全体の利益に立ち、戦争という選択肢を放棄することも必要であるという正戦論を展開した。

彼は良心と普遍主義、人間性の立場から正戦論を説き、後の多くの学者によって受け入れられた(13)。

ビトリア以後に活躍した神学者の中で最も高名なのがスアレス(1548年-1617年)である。彼の正戦論は1583年と1584年の彼の講義を元に死後出版された『神学上の三つの徳、信仰と希望と愛とについての書』(1621年)の中で論じられており、ビトリアと同様アウグスティヌス、トマスの伝統的な正戦論を引き継いでいる。彼も平和を目的とする戦争を否定するものではない。ただし防御のための戦争のほか、攻撃的戦争でも正当な場合があるとした。それは戦争が正当な権力によって宣言されること、相手側の不正が重大であり戦争以外に採りうる手段が無いというような正当な原因に基づくこと、相手に正当原因を示すなどの正当な方法に基づくことであるという。

スアレスはその哲学的思想と法律知識を駆使して、伝統的な正戦論を厳格に理論付け、正戦論を完成させた。それはその後のグロティウスの正戦論に大きな影響を与え、グロティウスの先駆者ともいえる(14)。

(13) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 9-14頁および筒井若水『戦争と法〔第2版〕』(東京大学出版会 1976年) 56-58頁および伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』(有斐閣 1965年) 28-44頁参照

(14) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 15-18頁および伊藤不二男『スアレスの国際法理論』(有斐閣 1957年) 3-15頁参照

## 4 法学者による正戦論

前記の正戦論は神学者によって論じられてきたものであった。本章の最後に法学者による正戦論を述べる。

法学者として初めて正戦論を展開したものにスペインのアヤラ(1548年-1584年)がある。彼は『戦争と法と義務及び軍隊の規制について』(1582年)という書で正戦論を展開した。基本的には従来 of 正戦論を引き継いでいるが、注目すべきは戦争は正当原因に基づき行われるものとしながら、原因がたとえ不正であっても戦争が正当でありうるとしていることである。この理論はアヤラが正当原因と正当戦争における正当の意味を同意義ではないとしており、前者の正当は正義や衡平に基づき、後者は法適用上のものであると捉えていることによる。

正当な理由に基づく戦争が正当戦争であることは当然だが、そうでなくても戦争が戦争を行う権利を持つもの、つまり君主によって行われればそれだけで合法的なもので、戦争法が双方に等しく適用されるということである。このようにアヤラは戦争を純粋に法律論の対象として説き、ゲンティリスやグロティウスに影響を与えた<sup>(15)</sup>。

アヤラの正戦論はゲンティリス(1552年-1608年)に引き継がれ、彼は『戦争法論』(1598年)で正戦論を論じた。戦争の定義を「戦争は公の武力による正しい闘争」とし、正当原因を神の意思による神的原因、防御や自然法に基づく権利による自然的原因、人定法に違反した場合による人的原因としており、基本的に従来 of 理論に基づくものである。

しかし大きく異なるところはゲンティリスは「やむを得ない無知」の論理や自分の方が正しいとする「人間の性質の弱さ」を理由とし、戦争が双方にとって正当に行われることがはっきり主張され、このような場合が現実に普通にあることを論じていることである。そこでは戦争は正当性を主張する相互の間の闘争となり、戦争自体が正しいものとされ、戦争法は交戦者に等しく適用されるということ、が強く説かれている。ゲンティリスはこの理論の展開に当たって従来 of 学者が神学、道徳的立場から論じたのに対し、多数の文献や歴史的事実をもとに法的立場から論証を行った<sup>(16)</sup>。

このような長きにわたる正戦論の歴史を踏まえてグロティウスは『戦争の平和の法』を執筆したのである。

(15) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 18-21頁および伊藤不二男「アヤラの『戦争法論』における戦争の概念—国際法学説史の研究—」(『法政研究』第32巻2-6合併号上巻 所収) 217-239頁参照

(16) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 21-24頁参照

## 第3章 グロティウス『戦争と平和の法』

### 1 グロティウス『戦争と平和の法』の構成

本章ではグロティウスが『戦争と平和の法』の内容を論じていき、その上で彼がこの著作に込めた理念、目的、それを達成するに当たって採用した方法などを明らかにしてい

たい。本節では『戦争と平和の法』を構成する各巻の概要に簡単に触れ、第 2 節以下でプロレゴメナ、法の概念、戦争の定義、国家と支配権、戦争法、諸国民間の合意などの『戦争と平和の法』を構成する各要素について論じていくこととする。

グロティウスは 1623 年、当時パリで流行していた黒死病を避けるため、バラニィというパリの東北にある田舎に移っていた。ここでグロティウスの名を不滅のものとした大著『戦争と平和の法』を起稿したのである。それは彼が 1622 年 11 月に書き始めた「法律によって解釈せらるべき諸問題の考察」という論文を基礎にして、それを理論的に展開しようとしたものであった。そして 1625 年 6 月に『戦争と平和の法』は出版されたのである。

この『戦争と平和の法』という表題はキケロの『バルブス弁護論』(56 年 BC)に由来するといわれ、キケロが作中で国際関係のあらゆる法律問題を総括して「戦争と平和に関する全ての法規」として約言しているところによるものである(17)。

本書の内容は冒頭に序説としてのプロレゴメナを置き、ついで本論として三つの部分から構成されている。各巻の概要については以下のようなものである。

第 1 巻では法の起源についてのプロレゴメナを述べた後、正当戦争なるものが存在するのかという一般的な問題、公戦と私戦の相違を知るために必要な最高支配権の本質、それに上位者に対する従属者の義務を述べている。

第 2 巻では防衛、ものや権利の回復、刑罰など戦争の生じうるあらゆる原因を説明している。

第 3 巻では戦争において許容されうることは何かという問題と諸種の講和および戦争中の全ての合意について論じている(18)。

以下においては大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995 年)を主に参照しながらグロティウスの『戦争と平和の法』の内容について紹介していきたい。

(17) 松隈清『グロチウスとその時代；生誕 400 年を記念して』(九州大学出版会 1985 年) 158-162 頁参照

(18) 柳原正治『グロティウス』(清水書院 2000 年) 126 頁参照およびグロチウス研究会代表・佐々木有司「グロチウス『戦争と平和の法』(プロレゴメナ)邦訳(2)」(『日本法学』第 51 巻第 2 号 1985 年 所収) 179-180 頁引用

## 2 プロレゴメナ

### 2-1

プロレゴメナでは『戦争法と平和の法』に対する執筆動機や論理展開の方法などについて触れている。

グロティウスが『戦争と平和の法』を執筆するに至った理由は、当時の大規模で悲惨な戦争を目の当たりにし、諸侯および君主の好戦的な態度を多少なりとも緩和し、事前に紛争解決の払われることを望み、いざ戦争となっても交戦行為は法に基づいてなされねばならないと考えたためである。つまり戦争を合理的なルールによって律することを強く主張するために執筆、出版したのである。

本文中においてもそれは明確に示されている。「わたしは、すでに述べた理由から、諸国

民の間に、戦争〔の開始〕に対しても、また戦争遂行中にも通用するある種の共通法が存在するというのを、完全に確信してはいたが、これについて著作を企てるについては、多くの重大な原因があった。わたしはキリスト教世界のいたるところで、蛮族にとってさえ恥ずべきこととされるような戦争に関する放縦さを見てきた。すなわち、人々が些細な理由からあるいは全く理由もなしに武器へと殺到し、いったんこれを手にすると、あたかも一片の布告によって公然と凶暴さが解き放たれ、あらゆる悪行が許されるかのように、神法および人法に対する尊敬の念が消え失せてしまう(19)と。

彼にとってそのルールとは、自然法を中心とした法のことを指す。そこでグロティウスは自分の課題を次のように設定している。「多数の国民の間もしくはそれらの国民の支配者たちの間に存在する法は、それが自然そのものから生じたものであれ、神法によって定められたものであれ、あるいは慣習や黙示の合意によって導入されたものであれ、これに取り組んだものはわずかである。(まして)これを包括的にまた一定の秩序に従って論じた者はいままでのところひとりもない。しかしそれを行うことは、人類の利益となるのである(20)」と。つまり戦争を法により律するには、何が法であるか、ということをもとに明らかにする必要があり、このような法の存在証明は『戦争と平和の法』の出発点でもあり到達点でもあるのである。従ってプロレゴメナの内容は決して完結したものではなく一種の序説と捉えるべきであろう(21)。

## 2-2

ここでグロティウスは、諸国民間または諸国民の統治者間に妥当する法の存在を論じており、戦争と法は両立しないなどといった彼にとって承諾しがたい理論に対する反駁という形をとり議論を進めている。

人間は社会性を持ち、それが本来の法（自然法）の淵源であり、この法のみならず事物や手段の是非を判断する能力、自律した理性を備えており、これが人間の本性であることを説く。また、功利性が必ずしも全てではないこと、正義は人智の証であること、諸国民の間に共通する法や戦争法の必要性などを説いた。

法学の体系化についても触れ、法学を作られたものに由来する法と自然に由来する法とを区別し、この自然に由来する不変の法の諸部分を検討し、まとめることにより法学の体系が完成するとしている。グロティウスにとっての自然法観を貫くものは、自明性であり、その根底には万人共通の理性に対する信仰があった。

さらに自然法を聖書の内容と直接には切断した。神意が自然法の淵源であることを否定する一方で、神法には独自の立場を与えている。

このプロレゴメナはグロティウスにとって、戦争の法による規律を追及するに当たっての方針や態度を表明するものであり、自然法などについての概念の詳細は次節以降で詳細に解説していくこととなる。だが本書におけるグロティウスの問題意識はここで明瞭に現れている。グロティウスにとっての最大の目標は、戦争、そして諸君主、諸国民の行動を合理的なルール・規律のもとに置くことであり、またその目標を、可能な限り人間の自律に訴えて達成しようとしていることである。この点においてプロレゴメナは本書の全体を凝縮した性格を持つものであるともいえる(22)。

- (19) グローティウス研究会代表・佐々木有司「グローティウス『戦争と平和の法』(プロレゴメナ) 邦訳 (2)」(『日本法学』 第51第2号 1985年 所収) 177頁引用
- (20) グローティウス研究会代表・佐々木有司「グローティウス『戦争と平和の法』(プロレゴメナ) 邦訳 (1)」(『日本法学』 第51巻第1号 1985年 所収)128頁引用
- (21) 田中忠「グローティウスの方法—プロレゴメナを中心に—」、大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 45-47頁参照
- (22) 田中忠「グローティウスの方法—プロレゴメナを中心に—」、大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 48-75頁参照

### 3 法の概念

#### 3-1

グローティウスはプロレゴメナにおいて、理性の自律と自然法の神からの自立という基軸を据え、戦争を法の規律のもとに置く意図を示した。グローティウスにとって中心的な課題は法の観点からそもそも正戦なるものがあるのか、あるとすればどのような戦争が正当なのか、という点にある。そこで彼は戦争とは何か、法とは何か、の問いかけを以って戦争を律する法の構築に着手した。本節ではまず『戦争と平和の法』第1巻で書かれているこの課題のうち、法とは何か、の部分について論じてみたい。

グローティウスはプロレゴメナで触れた自然法、神意法、国家法、諸国民の法について、第1巻でその概念を明らかにしている。グローティウスは戦争及び平和の法の定義に進むに当たって最初に、一般的に法や権利の意味で用いられる「jus」という語が三重の意味を持つと説いている。

その第1の意味は、行為の属性たる「jus」つまり正しさである。行為の属性と定義され、「jus」は何よりもある行為が「正しい」ことを意味し、この「jus」は人間の理性、社会的本性に反しない行為であると捉えられる。この「jus」は相互に平等の地位にあるもの間で適用される法と支配服従関係に立つ人に対して適用される支配者の法に分けられる。これは上位者の保護義務と下位者の服従義務に関連するものである。

第2の意味は質としての「jus」である。この「jus」は何かを正当になしたり、持つことのできる人格の道徳的質であるという。さらにこの道徳的質を完全なものである権能と不完全なものである適合性とに分けている。中でも権能は権力や所有権、債権に区分される。またこの権能はさらに平俗的なそれと優越的なそれに区別され、後者は社会が共同善のためにその構成員に対して行使するものであり、前者に優越する。王権は人については父権と主人の奴隷に対する権力の性質を持ち、物については臣民の所有物に対する優越所有権の性質を持つ。そして臣民の国家・公共財に対する公的負担の義務は私的債権に優先するという。グローティウスはこの権能こそが本来の厳密な正義である「正しい」正義に関係するところであるとして、本来の厳密な意味での権利であるという。

第3は「法」としての「jus」である。これは我々が法という訳語を当てはめて問題のない意味における「jus」であり、規則と定義される。またこの「jus」を定義するに当たって

「正しさ」についても触れている。正しさには重層性があり厳密な意味での正しさつまり「正義」から、不正でなければよいとする消極的な意味での「正しさ」まで差異があると  
する。

この「正しさ」の意味は『戦争と平和の法』において重要な意義がある。つまり正当戦争を行う際、必ずしもただ合法的であるから「正しい」というわけではなく、合法的である上に本来の意味での正義、「正しさ」がなければ戦争は控えるべきであるというグロティウスの主張に直結するからである (23)。

### 3-2

グロティウスは第 3 の意味の「jus」つまり法を自然法と意思法に分類している。グロティウスによれば自然法は何よりも正しい理性の命令であるとし、人間の社会的、理性的本性から直接引き出されるものであり、その永久不変性を強調し、神でさえ変更することができないものであると説く。

一方でこれはあくまで狭義の自然法にのみ該当されるもので、解釈を通じて自然法に柔軟性を付与している。自然法には許容領域があり、人意法に開放された領域がそれである。自然法の許容領域は、意思法の多くを、自然法に反しないとか自然法上許されているという形で自然法の名において認容している。自然法の許容領域は社会における現存制度、諸国民の慣行、宗教的、道徳的規範などに対するグロティウスの評価に大きな裁量の幅をもたらす機能を持っている (24)。

ついで意思法である。意思法は人間の意志に直接由来する法であり、自然法とは淵源を異にしている。グロティウスはこれを神意法と人意法に分類している。

人意法は、国家法、国家より適用範囲の狭い法、国家法より適用範囲の広い法（諸国民の法）、の 3 種に区別される。国家法は国家の権力に由来する法であり、国家法より適用範囲の狭い法は国家法の下位にあるもので父が子に対して行う命令などがある。国家法より適用範囲の広い法は全てあるいは多数の諸国民の意思に由来するいわゆる諸国民の法である。人意法のうち、グロティウスの企図する戦争の法的規律に直接関わるのは、諸国民の法である。

神意法は神の意志に由来する法であり、淵源の面で自然法と区別している。つまり神意法についてはあることが正しいから神が命ずるのではなく、神が命ずるがゆえにあることが正しく義務的となるのであり、自然法との淵源における区別、論理の相違を述べている。

法の類縁概念として自然の第一原理なる観念もグロティウスは用いている。これはいわゆる自己保存であり、自己を自然が与えたままの状態に保ち、自らを傷つけないことが人の第 1 の責務であるとしている。また愛の法というキリスト教徒たる人間の責務や諸々の徳、人間性への訴えもみられる (25)。

### 3-3

それでは法のヒエラルキーはどのようなであろうか。グロティウスにとっては神でさえ変更することのできない自然法が最上位を占める。神意法がこれに次ぎ、人意法は下位であ

る。人意法の中では国家法は『戦争と平和の法』で深く論じられておらず、国家法と諸国民の法の優劣は問題ではない。国家法より適用範囲の狭い法は諸国民の法の下位である。

グロティウスは、自然法が最上位であり、従って究極的には全てが自然法、つまり人間本性に収束するという法体系を構築している。これにより、戦争を抑制するための「規制装置」を作ろうと試みたのである (26)。

(23) 田中忠「法の概念」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）77-82頁参照

(24) 田中忠「法の概念」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）85-89頁および大沼保昭「結語」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）535-543頁参照

(25) 田中忠「法の概念」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）89-101頁参照

(26) 田中忠「法の概念」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）104-112頁参照

## 4 戦争

### 4-1

『戦争と平和の法』において、戦争の規制が最大の目的であったことはすでに触れた。戦争一般を規制する法理論の構築がグロティウスの意図だったとはいえ、彼が実際に想定した戦争は彼の時代の戦争の実態に即したものだ。すなわち自立的権力を持つ私人相互間の闘争から国家間（公戦）のものまでをもグロティウスは実力闘争一般として捉えている。詳しくは後で触れるが、これは現代の我々の考える「戦争」とは大いに異なる。グロティウスはさらにそれを訴訟の延長線上にある権利侵害の救済措置として捉えており、この書の特徴もそれを反映している。

第1巻で、まだ1国民を形成していないもの、異なる国民の成員たる私人、王と同一の諸権利を持つ貴族、自由な人民などの間の争いが戦争に進む可能性を指摘している。戦争を「力により争うものの状態(27)」と定義し、あらゆる種類の戦争を包括し、私戦も除外しない。具体的論述に際しては、戦争一般、戦争を基礎づける実態的権利一般が私戦を規律する法として説かれ、ついで一定の特徴、効果を備えた最高支配者間の公戦が説かれている。

以下で戦争の合法性について、正当根拠一般論、戦争の主体、グロティウスの見た当時の戦争について論じていく (28)。

### 4-2

戦争の合法性であるが、グロティウスは自然法、諸国民の法、神意法などの諸法上の合法性について触れている。自然法では自己保存に基づく「自然の第一原理」と「正しい理性と社会の本性」から、諸国民の法では歴史、あらゆる国民の法、慣習から論じている。神意法については、基本的に自然によれば人が自ら犯した罪に応じて苦しむことは不当ではなく、従って殺人には死を以って報いとうという一点に集約できる。この点が認められれば名誉や貞操など生命と同価値のもの、生命の安全を維持する上で不可欠なものの侵略

者は殺人者と同一視しうるという論理で、他の重大な価値侵害に対する殺傷の権利、つまり戦争の権利を認めることが可能になるというものである(29)。

#### 4-3-1

戦争の正当因についてである。戦争の正当因は第2巻で論じられているが、その全体像は、

##### [1]戦争の正当因

- (1)生命、身体、財産その他の権利への現在の侵害に対する防衛
- (2)回復
- (3)刑罰

##### [2]戦争の不正な因

##### [3]戦争の疑わしい因

の以上のようになっている。

上記のような形で侵害が正戦の根拠となり実体的権利及びそれに関する解釈を論じ、ついで回復を始め防衛、刑罰として戦争によって保護されるべき権利、法益の具体的内容を論じている(30)。

#### 4-3-2

正当根拠一般論について。戦争の正当因の問題はヨーロッパ精神史上、戦争の問題において最も重要な論点をなしてきたが、『戦争と平和の法』では簡潔に扱われている。

グロティウスは戦争因を、正義の観点から考慮されるべき正当根拠と利益の観点からなる利益因及び説得根拠に分類することができるという。利益因は戦争を行うほぼ全てのものがこれを有するが、正当根拠は必ずしもそうではない。「侵害を受けること」以外に正当根拠はなく、これを欠く戦争は利益因のみに基づく盗賊的な戦争が、利益因すら持たない殺戮のための野獣的な戦争であるという。

「侵害を受けること」とは本来の意味での権利の侵害でなければならず、権利が侵害された場合、人は司法的救済を求めるべきであるがそれが不可能である場合に、その代わりとして戦争が許される。

具体的な戦争の正当根拠は、防衛、回復、刑罰の三つである。

防衛は基本的には自己の生命、身体、財産に対する侵害排除のことを指し、侵害行為が現存する限り財産の回復もここでいう防衛に含まれる。実力による反撃が認められるには、危害が単に推測されるだけでは不十分であり、明白な危害が現に目前に存在し、他の手段では避けられない状態でなければならぬとする。守られるべき法益は生命、身体、財産のほか、純潔や貞節にも及び、財産に対する侵害の排除行為によって相手を死に至らしめるという不均衡な反撃も許されるとする。

回復と刑罰は侵害がすでになされた場合の問題である。回復は極めて包括的であり、財



産権の侵害に基づく戦争に限られない。物権や債権の他、対人支配権や最高支配者間の条約上の権利、外交使節や死者の埋葬に関する諸国民の法上の権利も同じく戦争によって担保される。そして侵害行為の主体がその悪行ゆえに、自らを他人より下位の地位に置くことになり、従って自然法上、悪行を行った者と同じく下位の地位に置かれることとなった者以外は誰でもそのものに対して刑罰を課することができるという構図がとられている。

戦争の不正な因については上記に当てはまらないものが全て不正因である。具体的にはすでに保有されているものの発見、理性を欠く人民の所有などがある。これは当時のいわゆる「新大陸発見」による領域取得の根拠として、学説、現実政治の両面から実際に争われた問題であり、『自由海論』においてもグロティウスはこれを主張している (31)。

疑わしい根拠についてはグロティウス自身、道徳的問題にあっては正確な答えは出せないと明言している。一般的指針として、「疑いあるものは避けよ」、「疑いが同じときはより安全なものをとるべし」という原則を示し、「疑わしいときは戦争を避けよ」という結論に至っている (32)。

#### 4-3-3

主体について。グロティウスによれば戦争の主体は私人の場合もあれば公権力、中でも最高権力の場合もある。私人間で行われる戦争を私戦、公権力間で行われるものを公戦、私人と公権力の間で行われる戦争を混合戦争と言っている。

このような各種の戦争に人が実際に従事する形としては本人として、援助者として、道具としての三つの形がある。

本人は文字通り戦争の主体であり、権利の侵害を受けた者である。援助者としての戦争とは他人を援助して戦うことであり、正当な根拠を持つ戦争に主体である本人を助けて戦うことは許されることであり、また賞賛されるべきことであるとしている。これはある国で臣民が圧政に苦しんでいる場合、他の権力主体がその臣民を救うために武力介入することを認めるということである。他人の道具として戦争を行う者は戦争の主体の支配権もとにある者のことである。グロティウスは一般に従属者の従軍に対しては消極的であり、正戦の場合は認めているが不正なことが明らかである場合は従軍を拒否するべきであると説く。

戦争の局外にある者については正戦の主体をなす者の妨害することを禁じ、不正な者を有利にすることを控えるように、と説く。グロティウスにとっては現代的な意味での明確な中立という観点が欠け、独立の法範疇としての中立国の概念はない。

上位者に対する従属者の戦争については、基本的にグロティウスは認めていない。服従の徳を説くことにより支配服従関係における現状維持的傾向を示している。しかし原則として支配者に対する抵抗権を否定しつつも、一定の例外的場合、例えば君主が人民を破滅させようとしている場合や、君主が真に支配権を持たない場合を挙げ、実力行使による暴君、資格なき暴君に対する抵抗を認めている。これによってネーデルラント独立戦争を法的な立場から擁護している (33)。

#### 4-3-4

当時の戦争の実態について触れてみたい。17世紀初頭においてヨーロッパの政治構造は暴力を独占する主権国家の並存にはいまだ達せず、様々なレベルで暴力を分有する自律的諸権力が多層的に存在し、加えて網の目のような封建的支配関係と、宗教的な同盟・敵対関係により極めて錯綜したものだ。中世の身分制原理と一元的な領域国家が同居し、当時のヨーロッパは複雑な過度期的性格を帯びていたのである。戦争の状態も同様に複雑であり、国家、州、貴族、諸都市などが複雑に同盟し、争い合ったのである。現代的な例えを用いると1618年から始まった30年戦争も内戦と国家間戦争の混合物のような戦争であった。

戦争の担い手も多くは傭兵であり、指揮官は自己の軍隊の犠牲を抑えるために敵の資金が枯渇し、傭兵が逃亡し、自己に有利な講和を敵が飲まざるを得なくなるまで決戦を回避し、敵国に寄食する戦略、戦術が一般化した。このことは築城技術の発達による堅固な要塞の普及とあいまって、戦争の長期化、非戦闘員の膨大な損害をもたらした。

「金は戦争の神経」であったにも拘らず官僚的財政制度は未発達で、自己の固有の兵や傭兵に対する給与の遅配、欠配は日常茶飯事であった。給与がまともに支払われてすら戦場における略奪は当たり前当時の兵にとって、給与が支払われなければどのような行為を起こすかは想像に難くない。その結果がスペイン軍によるアントウェルペンにおける略奪を始めとした、数限りない略奪の嵐であった。略奪と戦争は当時にあつては同義語である(34)。

海においても事情は同じである。海戦というものは、20世紀の2度の大戦における潜水艦や航空機による商船狩りだけではなく、当時においても、恒常的に遂行される商船狙いの通商破壊戦にはかならなかった。歴史に残る大海戦など稀にしか起こりえないものなのである。通商破壊戦の主体は私掠船であり事実上海賊と同じであった。海軍は、軍艦の建造、維持、乗員の訓練に莫大な軍事費を要し、それに耐えられない諸君主は私掠免許状を発行し海賊に国家性を付与したのである。私掠船は公戦の担い手となり、国民的英雄にすらなった。スペインのアルマダを打ち破ったイギリスのドレーク(1543-1596)もその一人である。グロティウスが目前にし、戦争の発生に際して、また戦争の最中にも共通の法が存在することを証明しなければならないと考えた「蛮族にとってさえ恥ずべきこととされるような(35)」戦争はまさにこのような戦争であった。無秩序で無規律の公と私が入り乱れた戦争であり、非戦闘員にとって耐え難い戦争であった。実際に『戦争と平和の法』の中でもグロティウスは軍紀綱正や占領軍に対しての略奪の禁止などを訴えている。

以上のことを念頭に考えると『戦争と平和の法』は法学的構成の著作として書かれてはいるが自然法や後の「国際法」体系の樹立にあつたのではなく、戦争の規制という問題に解答を与えることを目的とする実践的な意味の著作として書かれたものであるということが再確認できる(36)。

(27) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）114頁引用

(28) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）113-119頁参照

(29) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）119-132頁参照

- (30) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）140-141頁参照
- (31) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）141-160頁参照
- (32) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）147-149頁参照
- (32) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）167-183頁参照
- (34) 近世の傭兵の実態について考察した文献として鈴木直志『世界史リブレット 80 ヨーロッパの傭兵』がある。
- (35) グローティウス研究会代表・佐々木有司「グローティウス『戦争と平和の法』（プロレゴメナ）邦訳（2）」（『日本法学』 第51巻第2号 1985年 所収）177頁引用
- (36) 大沼保昭「戦争」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）113-116頁,183-196頁参照

## 5 国家と支配権

### 5-1

グローティウスは『戦争と平和の法』の中で国家及び支配権を独立した自己完結的テーマとして扱っているわけではない。第1巻で国家の定義と最高権力(最高支配権)の本性、第2巻で最高支配権の原始取得、承継、消滅、最高支配権者間の合意など、第3巻で最高支配権の獲得というふうに個別の主題に論じて国家や支配権が論じられているに過ぎない。

グローティウスにとって国家と最高支配権に言及する意味は大きく分けて三つである。

一つめは公戦と私戦の区別である。彼は自然法上私戦が認められることを説き、私戦の延長線上に公戦があるという。戦争を訴訟との類推で捉えているため私戦は裁判が利用できない場合に許されるのに対して公戦はそうした制限はない。公戦とは正当な権限を持った権威者が行う戦争であり、究極的には最高権力を持つ者によって行われるものである。よって最高権力者とは何であり、誰がそれを保有するかを明らかにする必要があるのである。

二つめは諸国民の法の上で、戦争当事者の双方において最高権力者を持つ者の権威に基づき一定の方式に従って行われる戦争は正式戦争とされ、双方に等しく諸国民の法上の効果が認められる。この諸国民の法上の効果の有無を判断するために最高支配権の所在が前提となる。

三つめは最高支配権の属性を明らかにしてその効果(最高支配権者間の権利の取得など)を論じることである。

上記の理由からグローティウスは国家や支配権について触れている(37)。

### 5-2

グローティウスは国家を自由な人々の完全な結合体であり、人々が権利の享有及び共通の利益という原因によって結びついたものであると定義している。ここでいう自由人とは伝統的な政治社会の構成員とされてきた、妻や子、奴隷に対する支配権を持つ家長のことである。

このような国家を支配する権力としての国家権力の概念を、国家を統治する道徳的権能、または国家を支配する権力と定義している。この「国家権力」とは、和戦の決定や条約締

結、立法や裁判、官吏の任命などの内外に対する諸作用の総和である。

そして最高権力、最高支配権とは、その行動が他者の権利や法に服することなく、他者の意思作用によって無効とされることない権力のことでであると定義している。これは当時の多層的な権力単位の相対的最上位のものとして捉えられる。

グロティウスのいう完全な国家とは家、貴族、君主などの多層的な自律権者によって構成された国家で、自律的諸権力を克服した現代の国家の姿とは大きく異なるものであった。

最高権力の主体としては、原則として人民主権論に反対し、王が主体となるべきであると説く。グロティウスは人民に対する抵抗権の付与に消極的立場を取り、暴君であっても人民が王に抵抗するのは好ましくないとしているが、これは内乱や抵抗戦争による混乱の回避が目的であった。悲惨な戦争よりは圧政の方がまだよいとの考え方である。『戦争と平和の法』全体を通してグロティウスの国家観は保守的、現状の政治体制に肯定的であり、当時のヨーロッパの政治情勢を反映した前近代的なものである(38)。

(37) 田中忠「国家と支配権」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）197-199頁参照

(38) 田中忠「国家と支配権」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）200-226頁参照

## 6 所有権と支配権、合意

グロティウスは、戦争の正当因の一つである回復の根拠となる権利として、第2巻で我々のものおよび他人が我々に負っているものの二つを挙げる。グロティウスは、あるものは人間に共通の権利により、またあるものは我々に固有な権利により、我々のものとなるという。

一般的に所有権は対物権、支配権は対人権と単純に比較されるが、グロティウスにおいては必ずしもそうではなく、支配権が土地に適用されることもある。また有体物のうち所有権に属さないものは土地や野生の動物のように性質上はそれに服しうるが、まだ先占されていないためこれに服していないものと、海のように性質上これに服しえないものがある。

所有権の発生を先人たちの合意という構成によって説明し、また所有権発生後も人間に共通の権利として必要の権利と無害使用权があるとする。

有体物に対する権利の原始取得は先占である。本来の意味で誰にも属していないものについて支配権と所有権が取得される。

所有者が明示的に放棄したもの、または所有者が存在しなくなったものについては誰にも属さぬものであり、先占による原始取得が可能となる。グロティウスは推定された放棄と先占という理論も認めている。それはあるものが長期間他者のものを占有していれば他者のものはそれを放棄したと推定され、先占による取得が可能となるというものである。

人に対する権利の原始取得としては両親の子供に対する権利である出生があり、同意による対人権として結合と服従がある。結合には国家と国家のような公的なものと婚姻のような私的なものがあり、婚姻や家、国家、国家間の同盟といった多重的な結合が成り立つ。服従とは例えば奴隷が主人に対するもののことを指す。

多くの家長が一つの国家に結びついた結合である国家を最も完全な社会としているが、

これは現代の自立的諸権力を克服した近代主権国家とは異なるものである。

ついで支配権や所有権の相続や移譲つまり承継取得について論じ、放棄と権利主体の消滅による所有権、支配権の消滅に触れている。

また私法論の一つとして自然法に基づく契約や約束などの合意一般についても論じ、合意を守らない場合には相手側に戦争に訴える権利が生ずると書いている(39)。

これらグロティウスが『戦争と平和の法』の中で私法について詳しく触れているのは戦争の正当因との関連であり、婚姻や相続、所有権や支配権の消滅などをグロティウスが論じているのはこれらが戦争の原因となることが多かったからである。よって戦争に関連しない所有権の譲渡の要件の細部など私法論としては重要なものが省かれていることもある。

柳原正治はこの『戦争と平和の法』の私法論の構成から、グロティウスを『自然法的私法論の父』と呼ぶことにはグロティウスの意図や法論理構造などから考えると議論の余地があると主張している(40)。

(39) 柳原正治「所有権・支配権」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）227-266頁および大沼保昭「合意」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）277-348頁参照

(40) 柳原正治「所有権・支配権」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）267-276頁

## 7 刑罰

### 7-1

刑罰とはグロティウスによれば「なされた害悪のゆえに課される害悪」であるという。『戦争と平和の法』の第2巻の中において刑罰についても論じているが、それは刑法理論の構築そのものを目的とするためではなく、戦争の正当因の一つとして論じ、不正な戦争を抑制するためのものであった。

グロティウスは刑罰を戦争の正当因として挙げているが、全ての犯罪が刑罰戦争の対象となるのではなく、対象となる刑罰戦争の範囲を大きく制限している。構成としてはまず刑罰一般について論じ、そして刑罰戦争に踏み込んでいくというものである。以下にそれについて論ずる。

刑罰一般として自然法に基づき刑罰は犯罪者より優れた者によって科されるのが最も妥当であるとされる。この権利を有する者は不平等者間における上位者(家と国家など)だけではない。グロティウスは、犯罪者はまさに犯罪を行ったことにより、そのような同種の罪を犯していない他の全ての不特定社会的平等者(41)に対して、自らを下位に落としてしまったとみなすことによって、刑罰権者を広く設定する。これを擬制上位者理論(42)という。

刑罰権行使の条件として、一定の目的が必要とし、それらに犯罪者自身の利益(矯正)、被害者の利益(救済)、人類一般の利益(みせしめ、威嚇による犯罪予防)を挙げる。

上記のような、自然法や国家法により許容される刑罰権も人間の本性を超える高次の徳を有する神法や、人間の寛大さ、賢明さに基づく宥恕論により刑罰の緩和を提唱している。被害者を慰めるための復讐や、犯罪者の謝罪による罪の軽減などがそれである。また死刑については長期の重労働刑の方が威嚇力による犯罪予防と労働力供給の面から国家にとつ

て得策であると主張する。

刑罰の量については、自分の犯した罪以上に重い刑罰を科されることはなく、被害者と加害者の事情をよく勘案して決定するべきであるとする。そして刑罰法規は厳格に規定するべきだが実際の刑罰は寛大にするべきであるとし、重罪や常習犯といった特段の事情がなければ刑の量は緩和した方がよいという(43)。

## 7-2

刑罰戦争の主体は刑罰一般と同様、上位者理論、擬制上位者理論が適用される。刑罰戦争の正当因としては人間に対する犯罪と神に対する犯罪を挙げている。

人間に対する違法行為を行った者に対して刑罰戦争を行いうる者は擬制上位者理論を適用し、同種の罪を犯していない全ての者、国家、国民に認めている。これにより普遍的な第三者(44)が罪を犯した国に攻撃を加えることが可能になる。刑罰戦争の正当因となる犯罪としては外国人殺害、海賊行為など重大で明白なものに限定している。刑罰戦争の正当因を極限することにより第三者による援助戦争の乱発を防止している。

神に対する犯罪を原因とする刑罰戦争としては、無神論、瀆神に対するもののみを戦争の正当因として、それらを除く異端、分派間の戦争は人間の罰し得ない世俗刑罰戦争の適用外に置き非合法化した。さらに無神論を口実とする戦争については、野蛮人の宗教でさえ神は存在するとして宗教戦争の可能性を大きく制限した。

これは宗教を巡る争いが頻発していたための措置であり、当時の宗教論争的となっていた異端、異教徒の存在に言及することを避け、黙認することにより戦争の発生を防いだものであった(45)。

(41) 親や子、君主と臣民の関係などをいう(古川照美「刑罰」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 354頁参照)。

(42) 擬制上位論はスアレスなども用いていたがスアレスのものは犯罪の被害者と加害者の相互間についてのみ適用されるものであった。この意味でグロティウスの擬制上位論は適用範囲が大きく異なる。ただし擬制上位論を用いてもともと下位のもの、例えば臣民が君主を罰することは許されない(古川照美「刑罰」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 354頁参照)。

(43) 古川照美「刑罰」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 349-362頁参照

(44) この普遍的第三者による刑罰戦争を現在の集団的安全保障論の起源とするのは問題がある。当時と現代では社会の構成が大いに異なり、またここでいう普遍的な第三者もあくまでヨーロッパ社会の閉じられた者たちが対象であるからである。古川照美「刑罰」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 372-373頁参照

(45) 古川照美「刑罰」 大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年 所収) 369-389頁参照

## 8 戦争法、テンペラメンタ(緩和)、条約

### 8-1

本節では主に第3巻の内容について論じる。第3巻では戦争において許容される行為を示した戦争法、そしてそれを制限する緩和論であるテンペラメンタ、ついで条約について論じられている。

まず戦争法に触れてみたい。一般に正戦論は戦争が正当であるためには、それが正当な根拠ないし原因に基づくだけでなく、戦争そのものが正しい方法で行われることも要求している。グロティウスは自然法上認められた戦争において許される行為の総則を以下のように挙げた。

第1に戦争の目的を達成するために必要な事柄は全て戦争において許される。

第2に第1の規則に基づく戦争遂行上の権利は戦争発生後に生じうる自由に基づいても生じうる。敵の臣民や同盟者、不法な戦争に参加した者たちに対する戦争権の行使がこれにより認められる。

第3に戦争の目的自体からは許容されないが、目的を達成するために付随的に生じうる事柄は、悪を犯すことなくなされうる。例えばこれは財産回復のために一時的に過分のものを受け取ることなどである。

さらに偽計についても自然法上戦争における偽計を合意で禁じられていない限り原則的に容認している。

ついで議論を自然法から諸国民の法に移す。グロティウスは正戦による債務の弁済、被害復旧が諸国民の法上、直接の権利侵害者を超え、その侵害者の従属者まで及ぶことを説明する。これは普通数の少ない支配者の財産を早期に捕獲することは困難であるが、数の多い従属者のものは補足が容易であり、戦争の早期終結に役立つというものである。つまり一部の敵対国の臣民の被害を認容することにより全体の被害を抑えられるという論理である。

正しい戦争因を持って行われた正当戦争が諸国民の法上の規制を受けるのは当然である。しかしこれとは別にグロティウスは正当因を持たない戦争当事同士を規制する手段をとる。この規制に必要な要件は二つである。それは戦争が当事者たる人民の最高権力者の支持を受けたものと、かつ、公に宣言されたものとの二つである。これにより正当因を持たない戦争も「正式戦争」と呼ばれ、諸国民の法の制限下に置かれるのである。

諸国民の法における正式戦争における特別の効果は不罰性と所有権に関する効果である。不罰性とは正式戦争の中でなされる一定の事柄について後の処罰の問題が生じないことである。一方諸国民の法上、不罰性が認められても自然法上は認められないものもある

諸国民の法上の人に対する加害権は、敵国にいる者に対しては、武器を手に行っているか否かに関係なくこれを殺傷することが許されるとし、婦女子や捕虜に対する加害も肯定している。全体的に古代から当時までの戦争の実態を反映し対人加害権の内容は過酷なものとなっている。ただし自然法上は毒殺、裏切りによる暗殺、強姦は認められないとして上記の加害権を制限している。物に対する加害権は広く認められており、宗教物も含む敵の財産の略奪、破壊をほぼ全面的に肯定している。

所有権については戦利品の所有、捕獲や所有権の分配、戦争捕虜の奴隷化について論じている。捕獲についてはいかなる制限も基準も無しに敵から奪ったものの所有者となるといい、また奴隷も物として扱い、生殺与奪権をも持つという(46)。

## 8-2

さて、グロティウスは正式戦争において広範な対敵殺傷や破壊、略奪が許されるとしたが、一転してこのような「許容」を認めない態度を打ち出す。これがテンペラメンタ(緩和)である。

グロティウスは第3巻10章冒頭でこのようにいう。すなわち「私はここで私に論述の跡を振り返って、戦争遂行者から私が彼らに与えたように見えるほとんど全てのものを奪い返さなければならない。それらのものを私は実は与えていなかったのである(47)」と。

グロティウスは諸国民の法上許されることの多くは不罰性及び裁判所の権威による保護を意味するに過ぎず、実は本来の法またはほかの諸徳に反するか、少なくともそれを差し控える方がより尊く、善人として賞賛されるというのである。このグロティウスの呼びかけは正当戦争当事者が対象であるが、不正な戦争の当事者も考慮している。

まずグロティウスは殺害する権利を抑制しようとする。キケロを引用し、加害者に対しても復讐や刑罰にも限界があることを説き、刑罰として正当なのか、殺される本人に対しての侵害の責任はどの程度あるのか、というように殺害が認められる対象に絞りをかけ、さらにそのような対象にも殺すことを許せ、と説いている。正当因や責任論などで殺害が認められる対象を制限し、そして宥恕論まで用いるというグロティウスのこのような論法はテンペラメンタに一貫したものである。

加えて婦女子や老人、信仰や学術に仕えるもの、農民、商人、職人、捕虜や人質といった武器を持たない者の殺傷を否定する。

破壊、略奪についても敵の力を弱めるという目的が無ければ行ってはならず、芸術品や宗教的な物の破壊も戒め、捕獲についても敵が負う債務よりも大きなもの獲得し保有することは許されないとする。捕虜の奴隷化についても論じており、捕虜となった当人の戦争に際して行った罪如何で釈放するべきであると説く。

以上のように戦争被害の拡大を防ぐために戦争遂行者に大きな制限を課しているのである(48)。

## 8-3

『戦争と平和の法』第2巻15章と第3巻19章以下で論じられた支配権に基づいて締結される公的合意について簡単に触れる。公的合意としては最高権力の命令により締結される条約のほか、従属支配権者などによって最高権力者の委任なくして締結される準条約などが含まれる。条約の中で最も重要なのは戦争終結に関わる信義である平和条約である。

平和条約締結の権利の帰属は貴族政と民主政によって異なるが、前者では王に、後者では決定に加わる者の多数としている。そして平和条約締結によって決定される両者の履行義務、損害の回復方法として、基本的に混乱した所有関係を戦争前の状態に戻すか、戦争終了時の状態にするかが挙げられるが、グロティウスは現実的な判断として後者の原則を採用するのが好ましいとしている。平和条約違反については、不可抗力による約束の履行がなされない場合もあるとして、悪意の存在が明確なものである場合以外は平和条約を維持すべきだとし、講和が破れたとみなされる事態の発生を最小限に抑えようとしている。



このほかにも決闘やくじ引き、仲裁による戦争終結の方法を挙げている。

第3巻で書かれる公的合意には信義を守る必要性が主張され、脅迫による合意によってなされた平和条約であっても守るべきであると書かれている。公的合意論においては戦争の終結のため、戦争の再発防止のために力点が置かれているといえよう(49)。

(46) 奥脇直也「戦争法」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）391-446頁参照

(47) 田中忠「テンペラメント」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）448頁参照

(48) 田中忠「テンペラメント」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）448-492頁参照

(49) 木村實「諸国民間の合意・条約、敵との間の信義」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）492-553頁参照

## 9 『戦争の平和の法』とは

今まで触れてきたように、同書におけるあらゆる問題の扱い、論旨の展開は、究極的には戦争の規制という目的に収斂していく。グロティウスの『戦争と平和の法』は戦争の規制という実践的な目的に仕えるものとして書かれた作品であると判断して差し支えないであろう。

グロティウスが本書の目的である戦争規制の対象として想定した戦争は国家戦争のみならず私戦をも含む包括的なものであった。これはグロティウスの生きた時代のヨーロッパが暴力を独占する主権国家の並存する世界ではなく、様々なレベルで網の目のような封建的支服従関係と同盟関係の中で多層的に並存する世界であったということに大きく関連がある。

このような時代の中、戦争の規制という実践的目的を達成するための方法としてグロティウスが採用したのが法の論理である。しかし厳密な法の論理のみをもってしては戦争の規制という目標を達成することは困難であり、一度はプロレゴメナで否定したはずの実際的、功利的観点(50)、さらにはキリスト教徒としての責務や道徳など様々なものを導入して、この問題に対処しようとしている。グロティウスが『戦争と平和の法』で実際に採用したのは法の論理というよりは実際的、功利的観点によって裏打ちされた包括的な規範主義的方法であった。

グロティウスの『戦争と平和の法』の戦争法、国際法史上における意義は、以上のような彼の国家観、国際社会観、さらに彼が同書で採った方法を認識した上で究明される必要がある(51)。

(50) 損得判断などのことをいう。

(51) 大沼保昭「結語―「愛とソロバン」の伴奏で舞うプリマドンナ「法」―」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）535-564頁参照

## 第4章 グロティウス以後の戦争法

## 1 グロティウスの後続者たち

本章ではグロティウス以後の戦争法の推移について論じてみたい。まずはグロティウスの主張を引き継いだ者たちに触れる。

グロティウスの自然法の立場に立つ正戦論を引き継いだ法学者としてプーフENDORF (1632年-1694年)がある。史上初めて自然法・国際法講座を担当した教授であり、『自然法と万民法論』(1672年)を著した。続く法学者としてヴォルフ(1679年-1754年)がいる。彼は『科学的方法によって考察された自然法』(1748年)、『自然法と万民法要論』(1750年)などの著作を通じ自然法の立場から正戦論を展開した。彼は伝統的な正戦論の最も重要な要件である「正当原因」があまり意味を持たず、正式な手続きなどの形式的要件を満たせばそれで正戦となりうるという立場をとった。

このようなヴォルフの立場を踏襲したのが『国際法』(1758年)を書いたヴァッテル(1714年-1767年)である。彼は戦争の正当原因という考え方を支持し、すでに犯された不正または不正の脅威を正当原因とし、それらの原因からすれば戦争が当事者双方とも正しいことはありえないとして必然自然法の上から正戦論を認めている。しかし彼はさらに論を進め、原因が常に明白、確実とは限らず、また善意で自らの正当性を主張することも認め、そのような場合の戦争を双方にとって合法的であるとした。疑わしい場合どちらが正しいかを判断することは困難であり、そのような場合の戦争は双方にとって平等に合法的なものとなすと論じ、無差別戦争観への転換のきっかけをなす論理を展開している<sup>(52)</sup>。

(52) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 24-36頁および筒井若水『戦争と法〔第2版〕』(東京大学出版会 1976年)60-79頁参照

## 2 無差別戦争観と中立

### 2-1

1で述べたようにヴァッテルの正戦論になると自然法上では正当因に基づく正当戦争を認めながら、「伝統的正戦論」の現実との乖離を認めるようになってきた。その傾向は18世紀になると顕著になり、正戦論の現実への妥当性そのものが一般的に否定され、無差別戦争観の台頭をみるに至り、19世紀になるとその地位は決定的なものとなる。

このような無差別戦争観への移行の兆候はすでに今まで述べてきた正戦論の展開においても見られる。中世の神学者によるキリスト教的正義の擁護といった正戦論を支えてきたローマ教皇や神聖ローマ皇帝の権威失墜の過程において、正戦論の現実への適用の妥当性についての疑問が見られた。また伝統的正戦論をとる以上戦争の当事者はいずれかが正当であり、いずれかが不当である。しかし現実問題として正当性の判定は容易ではなく、両者が互いに正当性を主張する場合も多く、正戦論の厳格な適用を困難にし、その実効性を失っていった。このようにして正戦論の重点はその最も重要な要素であった正当原因を離れ、手続きなどの形式が整っていれば正当な戦争であるというものに変わっていった。

そして18世紀になると正戦論は姿を消し、それに代わって戦争においていずれを正、不

正とすることはできないとして、交戦当事者の立場を平等にみる無差別戦争観が登場した。この無差別戦争観は 18 世紀から 20 世紀初頭の第一次世界大戦に至るまで支配的な見解となった。

法律上、正戦論が放棄されるにつれて、かわって交戦行為の規制が主として問題にされるようになった。尤もそれは無差別戦争観の展開において始まったことではなく、すでにグロティウスも正戦論の展開のなかで論じていることは、第 3 章の戦争法とテンペラメンタの部分で述べている (53)。

## 2-2

無差別戦争観と呼ばれる交戦法規に重点を置き、一度戦争になれば両交戦当事者は正不正に関わり無く平等な立場に置かれ、戦争中の害敵手段に関する法は双方に平等に守られなければならないとする考え方は自然法学者に代わって登場した法実証主義者(実定法学者)によって発展させられた。この見解を発展させていった学者にズーチ(1590 年-1660 年)、バインケルスフーク(1673 年-1743 年)、モーザー(1701 年-1785 年)、マルテンス(1756 年-1821 年)、ホール(1853 年-1894 年)らが挙げられる。

自然法は、グロティウスやそれ以前の学者の考え方に見られるように国際法、国内法を問わず法のあらゆる基本原則は、人間によって定立されたものではなく、一つの普遍的、恒久的妥当性を持ち、また純粋な理性により発見される原則から引き出されるとしていた。つまり法は発見されるべきであり、作られるべきものではない、とするものであった。これに対して法実証主義は国家の主権、自由、独立の尊重を基本的前提にし、主権国家を超越する法を否定または軽視し、国家が相互の明示または黙示の合意に基づいて作り出す法、つまり条約や慣習に基づく実定法のみを重視するものであった。このような自然法から法実証主義への移行の理由としては、科学技術の進歩、社会の世俗化と複雑化、宗教観の変化など当時の社会の大きな変化が挙げられる。

法実証主義の先駆者としては先に掲げたズーチが挙げられる。彼は戦争法を論ずるに当たり諸国の実際の慣行を十分に取り入れることが必要であると認識し『宣戦講和法、すなわち諸民族の法』(1650 年)を書いた。この書の論調は自然法より実定法に重きを置き、論述は慣習と条約に基づく実証的なものであり、同書は実定国際法の最初の書物といわれている。この書の中で彼は国際法の名称としてこれまで用いられてきたローマ法の「万民法」と同一の「諸民族の法」にかわって「諸民族間の法」という言葉を初めて用い今日の国際法概念に一層近い考え方を示し、また従来平時の法が戦時の法の従属物として扱われてきたのを同等の地位に置き、その後の国際法の発展に大きな影響を示した。そのためグロティウスに次ぐ「国際法の第 2 の創始者」といわれることもある。

18 世紀の法実証主義者を代表するのが「18 世紀における実定法学派の三巨頭」といわれる、『海洋主権論』(1702 年)のバインケルスフーク、『最新ヨーロッパ国際法試論』(1780 年)のモーザー、そして『ヨーロッパ近代国際法概説』(1789 年)のマルテンスである。特にバインケルスフークは、徹底した合理主義の思想のもと、当時の歴史的事件、裁判所や国際会議の決定及び条約や慣習を詳細に研究し、論議を推し進め、ズーチの法実証主義の方法を発展させた。また海洋法の分野でも着弾距離説による 3 海里という領海の範囲確定に

ついて実績を残した。

このような実証主義的傾向は 19 世紀になると決定的になった。自由主義や国民主義、国民国家の成立、産業革命、自然科学や技術の発達といった中世、近世とは全く異なる時代背景のもと、19 世紀の代表的な国際法学者であるホールは『国際法論』（1880 年）の中で戦争の正当原因の検討を意味の無いものとして完全に放棄し、国際法は戦争法規のみを検討すべきと主張した。ホールの学風は歴史の実証主義的であり、その論述は諸国の慣習の博引傍証と歴史の実証に優れ、現行規則の基礎に分け入り、その基礎にある原理原則の公正な検討、批判においても精彩を放っている。

ホール以降の国際法においては、いつ戦争を行いうるかという問題よりどのように戦争を行うことができるかに関心が払われ、戦争開始や交戦法規の制定にその努力が集中されていった<sup>(54)</sup>。

この無差別戦争観の登場と共に次第に認められるようになったのが中立の観念である。伝統的正戦論では国際社会の構成者は常に法益の侵害者に共同して制裁を加えるべき立場にあるという自然法の考え方から、中立という概念は存在しなかったのである。正戦論が無意味なものとなった以上、局外者には特別の法規で規律しその正当な地位を認めるべきであり、そのために中立法というものが生まれ、19 世紀の中立制度の歴史上最も重要なものが 1856 年のパリ宣言である。これは中立に関する最初の国際立法であり、局外中立船舶の捕獲を禁止するなどの中立商業の自由を最大限に認める内容のものだった。中立制度の展開が特に進展したのは 1907 年の第 2 回ハーグ平和会議と 1909 年のロンドン宣言である。中立は国家や国民を戦争の局外にとどまることを認め、戦争を局地化し中立国に対し交戦国とも外交関係や通商関係を通し平和関係を維持することを認め、広い意味で戦争規模拡大の抑制に役立つものだった<sup>(55)</sup>。

このように無差別戦争観は、戦争から正義などの価値的要素を排除し、手続き法規を発達させ、具体的戦争行為を厳格に規制し、当面の交戦者のほかは極力戦争の局外に置いて、戦争を局地化させる機能を果たした。

一方、無差別戦争観は戦争を違法化せず、これを国家の主権的権利として認めるものであり、西洋列強にとって非ヨーロッパ文明国を支配する余地があった 19 世紀の帝国主義思想の国際社会を背景として発展してきた面がある。第 2 次大戦以後西洋による支配が理念的、実力的に維持できなくなるに及んで必然的に無差別戦争観は転換せざるを得なくなっていった<sup>(56)</sup>。

(53) 落合淳隆『平和の法』（敬文堂 1982 年）37-48 頁および筒井若水『戦争と法〔第 2 版〕』（東京大学出版会 1976 年）60-79 頁参照

(54) 落合淳隆『平和の法』（敬文堂 1982 年）39-48 頁および筒井若水『戦争と法〔第 2 版〕』（東京大学出版会 1976 年）62-79 頁参照

(55) 落合淳隆『平和の法』（敬文堂 1982 年）37-59 頁および筒井若水『戦争と法〔第 2 版〕』（東京大学出版会 1976 年）62-79 頁参照

(56) 落合淳隆『平和の法』（敬文堂 1982 年）37-59 頁および筒井若水『戦争と法〔第 2 版〕』（東京大学出版会 1976 年）80-82 頁参照

### 3 戦争違法化と国連

#### 3-1

列強各国が帝国主義的野心を持っていた 19 世紀末から 20 世紀初頭のヨーロッパやアジアでは、1899 年のアメリカとスペイン間の米西戦争、我が国の日清(1894-1895)、日露(1904 年-1905 年)の戦争など各地で戦争が頻発し、また植民地獲得を巡る国際緊張の高まりから国際平和を求める声が高まっていった。

これを背景として軍備制限と紛争の平和的解決による恒久的平和確立の問題を検討する国際会議が 1899 年にオランダのハーグで開催された。参加国はほとんどのヨーロッパ諸国と日本、中国、メキシコ、シヤム(タイ)、それにアメリカなどの 26 カ国であった。この第 1 回ハーグ平和会議では国際紛争平和的処理条約や陸戦法規慣例に関する条約、ジュネーブ条約(57)の原則を海戦に応用する条約などいくつかの戦争法を条文化する成果を得たが、軍備制限に関する国際条約を成立させることはできなかった。

続いて 1907 年にはロシア皇帝の発案により第 2 回ハーグ平和会議が開催された。参加国は第 1 回より増え、44 カ国となり当時のほとんど全ての国家であった。この会議では、第 1 回会議で採択された諸条約に修正を加えるとともに、新たに敵対行為の開始、海戦及び中立などに関する諸条約を採択した。条約作成に当たっては先の日露戦争などの実戦経験に基づく要請を取り入れたといわれている。採択された条約としては国際紛争の平和的処理に関する最初の包括的な一般条約をなす「国際紛争平和処理条約」、戦争に際して国際商業の安全の保護し、開戦前に着手、履行中の取引をできるかぎり保護することを目的とする「開戦の際における敵の商船取り扱いに関する条約」、戦時に商船を戦闘艦隊に編入するための「商船を軍艦に変更することに関する条約」、戦争の損害を軽減し、船舶の安全航行を確保する目的で水雷(浮遊機雷、係維機雷、魚雷など各種の水中兵器)の使用に制限を加える「自動触発海底水雷の敷設に関する条約」があり、このほかのものも含めて合計 13 の条約が採択された。

ハーグ平和会議では、そのほとんど全ての条約が戦争行為規制のためのものであったが、その中でも戦争そのものの違法化を定めるものとして、契約上の債務回収のために使用する兵力使用の制限に関する条約がある。それが 1907 年のポーター条約である。この条約成立の背景は 19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけてラテンアメリカ諸国が外国人に対して契約の不履行や、革命、内乱で与えた損害を賠償しなかったのに対してヨーロッパ諸国が武力を使用してその履行を求め、この武力行使に対してラテンアメリカ諸国が強く反発したということにある。代表的な事件としてはイギリス、ドイツ、イタリアの 3 カ国が自国民のベネズエラ政府に対する債権取立を強行するために艦隊を派遣し海上封鎖を図り、ラテンアメリカの政治家や学者が反発したという 1902 年のベネズエラ封鎖事件が挙げられる。本条約は兵力使用の規制が限定的で問題があったが、多国間条約による国際紛争解決のための武力行使を禁止する最初の試みをなすものであり、その後の一般的な戦争禁止への道を開くものとして評価できる。

戦争違法化の試みとしての方策として戦争禁止のほかには戦争のモラトリアムがある。こ

れは戦争を禁止することは無理だとしても、一定期間戦争に訴えることをやめることによってその当事者間の冷却を図り、それによって最終的に戦争を回避しようとするものである。この発想はアメリカがヨーロッパの国々と締結した、1913年から1914年のブライアン条約によって具現化された。この戦争モラトリアムの思想はその後の国際連盟規約などにも採択され今日につながっている。

1914年から1918年の第1次世界大戦により人類はヨーロッパを中心として一千万人の死者と二千万人の負傷者を出した。毒ガスや飛行機、潜水艦など近代兵器が多く用いられた、第1次世界大戦のもたらした戦禍は人類に戦争という愚行を2度と繰り返すまいという強い平和希求の念を呼び起こし、戦争の違法化を強く訴える原動力となった。

1919年のベルサイユ講和条約は、第1篇に国際連盟規約を設け、「締約国は戦争に訴えざるの義務を受諾する」ことを明記した。この連盟規約に基づき国際連盟が1920年に発足する。この連盟の主目的は国際平和の安全と維持であり、その実現の手段として国際紛争の平和的解決、安全保障、軍備縮小を重視した。しかしながら、戦争に訴える権利は大きく制限したものの、「正義」を大義名分とすることにより許可され、戦争遂行のための抜け道も存在した。また連盟の権限の不足やアメリカ合衆国が参加しなかったことに加え、日本など列強が脱退するに及びその意義を失っていった。この後不戦条約、不可侵条約や海軍軍縮条約など平和に関する条約が締結されたが、戦争防止には役立たず、2度目の世界大戦を抑止することはできなかったのである(58)。

### 3-2

ナチスドイツのポーランド侵攻に端を発した1939年から1945年までの世界を二分し、五千万人とも言われる死者を出した第2次世界大戦が終結した後、1941年の大西洋憲章に端を発した国際連合が1945年10月24日に成立した。

大西洋憲章は1941年8月14日にカナダのアルジェンシアにおけるアメリカ海軍重巡洋艦オーガスタの艦上でルーズベルトとチャーチルによって民主的で平和に繁栄する戦後の国際秩序について宣言されたものである(59)。

ヤルタ会談などを経て、1945年6月26日参加50カ国による国際連合憲章の署名が行われ、さらに1945年10月24日、5大国と残り過半数の署名国の批准が行われ、国際連合憲章は効力を発生し、国際連合はここに成立。こうして後から加わったポーランドを入れて1945年12月27日連合51カ国全部の批准を完了し、第1回の国連総会は1946年1月10日、ロンドンで開かれ、国際連合はこの日から正式に活動を開始した。なお国際連盟は1946年4月19日連盟の解散を決議し、消滅した。日本の国際連合の加入承認は1956年12月18日の第11回総会のことであった。

上記のように成立した国際連合の国連憲章において戦争の違法化と平和の維持が明示された。憲章前文で「われら一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨禍から将来の世代を救い...国際の平和および安全を維持するためにわれらのちからをあわせ、共同の利益の場合を除くほかは武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し...(60)」と謳い、戦争の禁止と国際平和、維持のための協力を力強く掲げた。

国連憲章上、武力の行使が認められるのは、第2次大戦の「旧敵国」である日本やドイ

ツに対する措置を除くと集団安全保障に基づく強制措置の場合と自衛の場合だけである。こうした武力行使禁止の原則は、今日ではただの憲章上の義務にとどまらず、一般国際法の強行法規とみなされ、その重大な違反は国際犯罪を構成するものであると考えられるようになった。ここに至り、ようやく戦争違法化が実現したのである。

しかしこのような規則が成立し、自衛以外の武力行使は違法であるという認識は国際社会に広まったが、現実には自衛権の行使を名目、隠れ蓑にして武力行使を行う国が後を絶たないのもまた現実である(61)。

現代における戦争法の新領域としては核兵器や生物化学兵器に関する規制が挙げられる。とりわけ前者は人類文明の行方を左右しかねない兵器であり、1963年の部分的核実験禁止条約、1968年の核不拡散条約、1973年の核戦争防止協定、1991年の戦略兵器削減交渉(START)など多くの条約、協定が締結されており十分とはいえないまでも一定の効果を挙げている(62)。

(57) 1864年に採択された「戦地における軍対中の負傷軍人の状態改善に関するジュネーブ条約」のことで、1929年の捕虜取り扱い規定などを始め、2次大戦後も条文が追加された。落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 64-85頁参照

(58) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 61-145頁参照

(59) 加藤俊作『国際連合成立史 - 国連はどのようにしてつくられたか』(有信堂高文社 2000年) 3-6頁参照

(60) 加藤俊作『国際連合成立史 - 国連はどのようにしてつくられたか』(有信堂高文社 2000年) 175頁引用

(61) 落合淳隆『平和の法』(敬文堂 1982年) 147-179頁参照

松井芳郎他『国際法(第3版)』(有斐閣 1997年) 278-281頁参照

(62) 筒井若水『戦争と法(第2版)』(東京大学出版会 1976年) 133-153頁参照

荒山彰久「戦略爆撃と戦略爆撃機の歴史 - 第一次世界大戦期から冷戦期まで(10) -」(『航空情報』第56巻2号 2006年 所収) 64-71頁参照

## 結びにかえて

まず、本稿の内容を以下にあらためてごく簡潔にまとめてみたい。

第1章ではグロティウスが『戦争と平和の法』を書き著す動機ともなったネーデルラントの独立戦争の発生原因、経過、ついでグロティウスの半生について触れた。

第2章ではキケロ、グラティアヌス、ビトリア、ゲンティリスなどの各時代の神学者、法学者の正当戦争論を中心としたグロティウス以前の戦争法の歴史に触れ、グロティウスがどのような学者の見解を参考にして自説を組立てていったのか、グロティウス『戦争と平和の法』の下敷きとなった学者とその見解について述べている。

第3章で『戦争と平和の法』でグロティウスが戦争の発生を抑制し、戦時の被害拡大の防止を図るという目的達成のための法概念およびグロティウスの考えていた「国家」、「戦争」とは何かを明らかにし、『戦争と平和の法』の内容を概説した。

第4章ではグロティウス以後の戦争法の歴史、つまり正当戦争論の崩壊と無差別戦争観、現在につながる20世紀の戦争違法化と国連について触れた。

以上のようにグロティウスの『戦争と平和の法』に関する事柄を中心として、戦争法の歴史を概観してきた。グロティウスの自然法を軸に据えて、戦争の規制を図るという理念が及ぼした影響はどのようなものだったのか。実際の戦争と戦時国際法などの実定国際法に与えた影響、さらに戦争法ひいては国際法史上の意義についても最後に簡単に言及しておきたい。

『戦争と平和の法』がどの程度実際の戦争や実定国際法に影響を与えたのかということについては議論がある。グロティウスの『戦争と平和の法』のテンペラメンタと現代の戦時国際法、とくにジュネーブ条約などに規定された交戦法規において、対応する部分が多く見られる。戦闘員と非戦闘員の区別、捕虜の扱い、強姦の禁止などがそうである。ハウイートンやローレンスといった学者はそういった部分を指摘し、戦時国際法との関連を指摘している。またフォレンホーフエンはテンペラメンタにおける規制はグロティウスの主張で最も成功した部分だとして、後代に国際法規と考えられるようになったとする積極的な評価をしている。スウェーデン君主のグスタフ・アドルフ(1594-1632)は常時戦場に『戦争と平和の法』を携行し時にその内容を実践、国内にも訓令を出した。さらにイングランドでも同様のことが行われたことを例に引く。一方で、三十年戦争を戦ったグスタフ・アドルフを除く多くの君主やその軍隊はグロティウスの『戦争と平和の法』の主張を省みることはなく、それはナポレオン戦争でも同様であった。

田中忠はグロティウスの主張と戦時国際法との単純な比較を戦時国際法の歴史の流れを無視したものであるとして否定している。グロティウスがテンペラメンタで主張したことは中世以来の慣行の流れにあるもので、限られた範囲でその増幅作用を果たしたかも知れないが、戦時国際法に与えた影響は限定的なものであるとする。いずれにせよグロティウスの思想の根幹である自然法を軸とした正戦論による戦争規制は、条約及び慣習を淵源とする現代の実定国際法とは全く別のもので受容されたとは言い難いという(63)。

ついで『戦争と平和の法』の国際法史上の意義についてはどうであろうか。『戦争と平和の法』は国際法における最も著名な書物であり、グロティウスを以って「国際法の父」とするのはいわば常識とされている。しかしグロティウスが「国際法の父」といわれるとき、その際法とは当然近代国際法を指す。しかしグロティウスの思想とはそれほど近代的なものだったのだろうか。今日ではグロティウスをそのような「国際法の父」と呼ぶことに批判的な見方も少なくない。

ハーゲンマッハーはグロティウスの関心はあくまで伝統的な正戦論の著作を書くことにあり、『戦争と平和の法』は包括的な正戦論の著作であっても、今日的な意味での国際法の書ではないという主張を行っている。田畑茂二郎のように、むしろプーフェンドルフにより重きを置く学者もいる(64)。

一方ラウターパクトは「グロティウスが成し遂げたことは、国際法を単に法学の一般的体系の一部にとどまらず、普遍的道德律の一部にもすることによって、国際法にこれまでにない威信と権威を付与したことである。...当時—いつの時代でもそうであるように—、国家関係を法の一部としてのみならず、倫理の一部として考え、教えることは重要なことだった。グロティウスの偉大さは、彼がこの両者の作業をひとつの作品でなしとげたことにある(65)」と述べている。

大沼保昭はこれに関して、国際法関係の規範的枠組みを創出し、国際関係においてグロ



ティウスの名と共に絶えずその規範的枠組みが言及され、それが人々の意識の中に確たる存在として定着していったという、国際法の存在理由の創出、広義の影響力という面では、『戦争と平和の法』の地位はほかに比肩するものが無いということを指摘している(66)。

また、ほかの日本の学者のグロティウス観に触れると、松隈清、横田喜三郎、藤田久一、田畑茂二郎らの国際法学者は一般にその国際法の教科書の中でグロティウスを国際法の成立に非常に重要な役割を果たしたとしながらも、藤田のように「時代的制約により、次に登場する主権国家を基礎とする原子論的国際法の発想はそこには見出せない(67)」という意見を付す例も見られる。日本においても先に触れた田畑、大沼を始め、一概にグロティウスを近代国際法の起源とする考えが全てである、というわけではないことが窺える(68)。

グロティウスについての研究はいまなお盛んであり、『戦争と平和の法』に対する評価も様々である。以下は私が本稿で得た見解である。グロティウスの創出した国際法関係の規範的枠組みは偉大なものであるものの、グロティウスの考えていた近世の「国際社会」と現代の国際社会は大きく異なるものであり、その法概念も現代国際法のものとは異質のものである。グロティウスの『戦争と平和の法』が直接現代につながるわけではなく、スアレス、ゲンティリス、プーフENDORFやヴァッテル、ホールといった多くの神学者、自然法学者、実定法学者の長きにわたる国際法の歴史の流れがあつてその末に現代国際法に行き着くのである。そのように考えると従来言われていたグロティウスを「国際法の父」簡単に呼ぶことには違和感を覚え、またその言葉自体に意味がないとも感じられる。グロティウスの『戦争と平和の法』は戦争法、国際法史上において初めてその枠組みを創り出したということで非常に重要な意味を持つのは間違いない。しかし現代の戦争法、国際法の原点が彼のみにあると考えるのは行き過ぎであるように考える。

今後のグロティウスに関する私の研究課題としては、グロティウスの法理論の正確な理解が最も必要なものとして挙げられる。本稿でも『戦争と平和の法』を構成する法理論について言及してきたが、その正確な理解と解釈にはヨーロッパに伝わる様々な法制史、歴史そして思想史を学んだ上でなければ覚束ない、ということが本稿を書き上げる過程で実感された。今後は機会を見つけつつ、資料を読み込みグロティウスの理解を深めていきたいと考える次第である。

戦争と平和に関する国際法の歴史について論じてきたが、このように多くの人々が戦争を抑止し、平和を得るために知恵を絞りながらも一向に減らぬ戦争という現実を目の当たりにし、暴力の前の法の力の微力さが痛切に感じられた。あれだけ多くの被害を出した第2次大戦後もベトナム戦争のような数百万人ともいわれる犠牲を出した戦争が生起し、現在も中東やアフリカでは戦闘員のみならず非戦闘員をも巻き込んだ国家間戦争や内戦が頻発している。核戦争が起こらなかったのもそれは法律の力というよりも、その人類を滅亡させかねない核兵器の威力に東西両陣営が恐怖し、お互いが使用することを躊躇したからこそではないのか。

しかし私は法の力と人間の良心を信じたい。グロティウスが『戦争と平和の法』に込めた、戦争の発生を抑止し、交戦中の被害の拡大を防ぐ、という平和に向けた理念を今こそもう一度深く考え直してみる必要があると強く感じる。そしてこの理念こそ『戦争と平和の法』の国際法の歴史における法的な重要性と同様、時代を超えて現代の我々に強く問いかけてくるメッセージなのである。

- (63) 大沼保昭「結語－「愛とソロバン」の伴奏で舞うプリマドンナ「法」－」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）535-564頁参照
- (64) 大沼保昭「結語－「愛とソロバン」の伴奏で舞うプリマドンナ「法」－」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）565-569頁参照
- (65) 大沼保昭「結語－「愛とソロバン」の伴奏で舞うプリマドンナ「法」－」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）569頁参照
- (66) 大沼保昭「結語－「愛とソロバン」の伴奏で舞うプリマドンナ「法」－」大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂 1995年 所収）565-582頁参照
- (67) 藤田久一『国際法講義 I 国家 国際社会』（東京大学出版会 1992年）9頁引用
- (68) 松隈清『国際法概論』（酒井書店 1990年）14-17頁および横田喜三郎『国際法(第3版)』（頸草書房 1983年）6-7頁および藤田久一『国際法講義 I 国家 国際社会』（東京大学出版会 1992年）9頁および田畑茂二郎『国際法新講, 上巻』（東信堂 1990年）8-9頁参照

## 【参考文献】

- 荒山彰久 「戦略爆撃と戦略爆撃機の歴史 - 第一次世界大戦期から冷戦期まで(10) - 」(『航空情報』 第56巻第2号 2006年 所収)
- 伊藤不二男 『グロティウスの自由海論』(有斐閣 1984年)
- 伊藤不二男 「グロティウス『捕獲法論』の研究序説 - 国際法学説史の研究 - 」(『法政研究』 第9巻 1963年 所収)
- 伊藤不二男 『ビトリアの国際法理論 - 国際法学説史の研究 - 』(有斐閣 1965年)
- 伊藤不二男 『スアレスの国際法理論』(有斐閣 1957年)
- 伊藤不二男 「近世自然法思想の特色」(『西南学院大学法学論叢』 14巻3号 1982年 所収)
- 伊藤不二男 「グラティアヌス『教会法』の国際法学説史上の意義」『法と政治の研究；九州大学法学部創立30周年記念論文集』(有斐閣 1957年 所収)
- 伊藤不二男 「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色 - 国際法学説史研究 - 」(『法政研究』 第26巻第2号 1959年 所収)
- 伊藤不二男 「アヤラの「戦争法論」における戦争の概念 - 国際法学説史の研究 - 」(『法政研究』 第32巻第2-6号上巻 1965年 所収)
- G・エストライヒ著、阪口修平・千葉徳夫・山内進訳 『近代国家の覚醒』(創文社 1993年)
- 大澤章 『グロティウス自由海論の研究』(岩波書店 1944年)
- 太田義器 『グロティウスの国際政治思想』(ミネルヴァ書房 2003年)
- 太田義器 「グロティウス『戦争と平和の法』に対する一視角 - 法による戦争規制の構図 - 」(『社会思想史研究』 18巻 1994年)
- 大沼保昭編 『戦争と平和の法〔補正版〕』(東信堂 1995年)
- 落合淳隆 『平和の法』(敬文堂 1982年)
- 加藤俊作 『国際連合成立史 - 国連はどのようにしてつくられたか』(有信堂高文社 2000年)
- 阪口修平 「近世ドイツ軍事史の現況」(『史学雑誌』 第110編 第6号 所収)
- M・シュトライス編、佐々木有司・柳原正治訳『17・18世紀の国家思想家たち - 帝国公(国)法論・政治学・自然法論 - 』(木鐸社 1985年)
- 鈴木直志 『世界史リブレット80 ヨーロッパの傭兵』(山川出版 2003年)
- I・クラーク、I・B・ノイマン編、押村高・飯島昇蔵訳者代表『国際関係思想史 論争の座標軸』(新評論 2003年)
- 栗林忠男 『現代国際法』(慶應義塾大学出版 1999年)
- フゴ・グロティウス著、一又正雄訳『戦争と平和の法』(酒井書店 1989年)
- 国際連合広報局著、八森充訳『国際連合の基礎知識』(世界の動き社 2002年)
- グロティウス研究会代表・佐々木有司「グロティウス『戦争と平和の法』(プロレゴメナ)邦訳(1-3)」(『日本法学』 第51巻1-3号 1985年 所収)
- 田畑茂二郎『国際法新講 上巻』(東信堂 1990年)
- 筒井若水 『戦争と法〔第2版〕』(東京大学出版会 1976年)
- 寺田四郎 『国際法学の七巨星』(文生書院 1990年(立命館出版部 1936年の復刻))
- 長尾龍一 「グロティウスとアジア - 大沼保昭編『戦争と平和の法』に触発されて - 」(『法

- 律時報』 59 卷 9 号 1987 年 所収)
- 藤田久一 『国際法講義 I、国家、際社会』(東京大学出版会 1992 年)
- 松井芳郎他 『国際法 (第 3 版)』(有斐閣 1997 年)
- 松隈清 『国際法史の群像 - その人と思想を訪ねて - 』(酒井書店 1992 年)
- 松隈清 『国際法概論』(酒井書店 1990 年)
- 松隈清 『グロチウスとその時代; 生誕 400 年を記念して』(九州大学出版会 1985 年)
- 柳原正治 『グロティウス』(清水書院 2000 年)
- 柳原正治 『ヴォルフの国際法理論』(有斐閣 1998 年)
- 山内進 「グロティウスの伝統 - 国際法の思想史と国際社会 - 」(『一橋論叢』122 巻 4 号 1999 年 所収)
- 横田喜三郎 『国際法(第 3 版)』(頸草書房 1983 年)
- 横田喜三郎 『海洋の自由』(岩波書店 1944 年)

付記 本稿を書き上げるにあたり指導を頂いた法学部教授 辻泰一郎先生および水上千之先生ならびに国際学部助教授 戸谷浩先生にこの場を借りて厚く感謝を申し上げます。